指定事項の変更があった場合(当該変更のあった日から30日以内に届出が必要)

◇変更届の提出遅れ、未提出は違反行為に該当します。変更があった場合は期日内に必ずご提出ください。◇

	届出の種類 添付が必要な書類		定款の写し	登記事項証明書 (<u>法務局で発行した原本</u>)	住民票の写しまたは 外国人登録証明書の写し (各区役所で発行した原本)	誓約書	備考
指定事項の変更内容	事業者の氏名	法人	0	0			
	又は名称	個人※			0		
	住 所	法人	0	0			登記事項証明書 住民票の写しは 発行から3ヶ月以内のもの 定款は直近のもの
		個人			0		
	代表者	法人	0	0		0	
	役員	法人		0		0	
	主任技術者の	法人					氏名変更後の「主任技術者の
	氏 名	個人					<u>免状もしくは技術者証」の写し</u>
	事業所の名称	法人	_				支店移転等本店の変更登記や
	又は所在地	個人					住民登録の変更を伴わないもの
	電 話 番 号	法人					事業者のものか事業所のものか
	F A X 番号	個人					明記する

※個人:個人事業主

主任技術者の選任解任があった場合(遅滞なく届出の提出が必要)

主 任 技 術 者 の 選 任 様式第8	8号 給水装置工事主任技術者選任・解任届出書と「給水装置工事主任技術者の免状もしくは技術者証」の写し
主 任 技 術 者 の 解 任 様式第8	8号 給水装置工事主任技術者選任・解任届出書のみ